

第 1 1 3 号議案

足立区千住旭町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区千住旭町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区千住旭町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 2 1 年足立区条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「にぎわい道路沿道地区」を「賑わい道路沿道地区」に、「にぎわい誘導地区 1」を「賑わい誘導地区 1」に、「にぎわい誘導地区 2」を「賑わい誘導地区 2」に改め、同条第 3 項中「にぎわい・交流誘導地区」を「賑わい・交流誘導地区」に、「にぎわい誘導地区 3」を「賑わい誘導地区 3」に改める。

第 8 条の見出し中「さくの構造制限」を「柵の構造の制限」に改める。

別表第 1 中

「

にぎわい道路沿道地区	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する風俗営業を営む建築物及び同条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む建築物
にぎわい誘導地区 1	
にぎわい誘導地区 2	
幹線道路沿道地区	2 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

を

」

「

にぎ 賑わい道路沿 道地区	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第1号から第3号までに規定する風俗営業を営む建築物及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む建築物
にぎ 賑わい誘導地 区 1	2 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。）
にぎ 賑わい誘導地 区 2	3 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物
幹線道路沿道 地区	4 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

に

」

改め、同表中

「

にぎわい・交 流誘導地区	1 風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む建築物及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む建築物 2 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3 1階部分の主たる用途が次に掲げる用途
-----------------	---

にぎわい誘導 地区 3	以外の建築物 (1) 店舗又は飲食店 (2) 事務所 (3) 運動施設その他これらに類するもの (4) 診療所又は病院	
交流機能整備 地区	(5) 児童福祉施設その他これらに類するもの (6) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場 (7) ホテル又は旅館 (8) 博物館、美術館又は図書館	

を

r

J

<small>にぎ</small> 賑わい・交流 誘導地区	1 風営法第 2 条第 1 項に規定する風俗営業を営む建築物及び同条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む建築物 2 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。） 3 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物	
<small>にぎ</small> 賑わい誘導地 区 3	4 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	

	<p>5 1階部分の主たる用途が次に掲げる用途以外の建築物</p> <p>(1) 店舗又は飲食店</p> <p>(2) 事務所</p>	に
交流機能整備地区	<p>(3) 運動施設その他これらに類するもの</p> <p>(4) 診療所又は病院</p> <p>(5) 児童福祉施設その他これらに類するもの</p> <p>(6) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場</p> <p>(7) ホテル又は旅館</p> <p>(8) 博物館、美術館又は図書館</p>	

改め、同表文化教育機能整備地区の項アの欄を次のように改める。

<p>1 風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む建築物及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む建築物</p> <p>2 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物（前項に該当する営業を営むものを除く。）</p> <p>3 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）を営む建築物</p> <p>4 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>

別表第2中「にぎわい道路沿道地区」を「^{にぎ}賑わい道路沿道地区」に、「にぎわい誘導地区1」を「^{にぎ}賑わい誘導地区1」に、「にぎわい誘導地区2」を「^{にぎ}賑わい誘導地区2」に改める。

別表第3中「にぎわい・交流誘導地区」を「賑わい・交流誘導地区」に、「にぎわい誘導地区3」を「賑わい誘導地区3」に改める。

別表第4中「にぎわい道路沿道地区」を「賑わい道路沿道地区」に、「にぎわい誘導地区1」を「賑わい誘導地区1」に、「にぎわい誘導地区2」を「賑わい誘導地区2」に、「にぎわい・交流誘導地区」を「賑わい・交流誘導地区」に、「にぎわい誘導地区3」を「賑わい誘導地区3」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。